

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮頸がん検診受診者名簿ファイル	
行政機関等の名称	大泉町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	がん対策基本法に基づき、検診結果を管理するため。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	年度末年齢で20歳以上の女性	
記録情報の収集方法	本人、検診業務受託機関、精密検査医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 住民経済部住民課	
	(所在地) 大泉町日の出55番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無	
個人情報ファイルの種別	■法60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有	
備考	なし	

子宮頸がん検診受診者名簿ファイル ⑤記録項目

1.宛名番号,2.住民種別,3.住民状態,4.氏名,5.カナ氏名,6.性別,7.行政区コード,8.班コード,9.生年月日,10.年度年齢,11.クーポン対象把握用年齢,12.受診日年齢,13.続柄,14.世帯番号,15.世帯主漢字氏名,16.世帯主カナ氏名,17.大字コード,18.本番,19.枝番,20.小枝番,21.住所,22.方書,23.郵便番号,24.電話番号,25.実施年度,26.申込区分,27.申込番号,28.理由,29.受診区分,30.号車,31.医療機関,32.初再,33.受診番号,34.受診年月日,35.指示1,36.結果1,37.結果2,38.所見1,39.所見2,40.所見3,41.所見4,42.所見5,43.細胞状態,44.細胞診結果,45.細胞診EM,46.トリコモナス,47.カンジダ,48.ヘルペス,49.精検番号,50.精検受診年月日,51.精検機関,52.精検結果返送,53.精検所見1,54.精検所見2,55.精検所見3,56.精検所見4,57.精検所見5,58.精検結果,59.検査種別,60.再検予定,61.再検年月日,62.紹介機関,63.精検備考,64.検査方法,65.減免区分,66.一次紹介機関,67.検診区分,68.指示2,69.請求月,70.医師会区分,71.ベセスダ作成方法,72.ベセスダ採取器具,73.ベセスダ標本適否,74.ベセスダ判定,75.偶発症有無,76.偶発症内容,77.被保険者番号,78.会場,79.細胞診CS,80.細胞診EC,81.細胞診EM,82.採取日,83.交付番号,84.訪問方法,85.訪問年月日,86.訪問担当,87.訪問内容,88.連絡,89.精検指示1,90.精検指示2,91.請求区分,92.請求年月,93.集計年月日,94.国保記号番号,95.後期被保険者番号,96.HPV,97.除外健診区分(現在日時点),98.除外開始日,99.除外終了日,100.除外区分,101.保険者番号,102.被保険者記号,103.被保険者番号,104.被保険者枝番,105.受診医療機関,106.受診歴,107.症状の有無,108.視診所見有無,109.視診所見内容,110.内診所見有無,111.内診所見内容,112.頸部細胞診検査判定,113.頸部細胞診検査所見,114.精密検査の対象有無,115.その他所見,116.[精密]保険者番号,117.[精密]被保険者記号,118.[精密]被保険者番号,119.[精密]被保険者枝番,120.精密検査受診医療機関名,121.偶発症の有無,122.精密検査結果,123.精密検査その他所見,124.精密検査による偶発症の有無